

令和2年度 米子市市民後見推進事業

米子市「市民後見人養成講座」受講申込要領

米子市では、市民の皆様が成年後見制度を安心して利用できるよう、身近な市民という立場から、制度を必要とする高齢者や知的障がいなどのある方を支えるしくみである「市民後見人」を養成するための、養成講座を開催します。

講座の受講を希望される方は、以下の応募要件等をご確認のうえお申し込みください。

1 応募要件（次の全てを満たしている方）

☆年齢20歳以上（令和2年4月1日現在）の鳥取県西部地域にお住まいの方で、すべての講座を受講できる見込みがある方

☆成年後見制度及び高齢者や障がい者に対する福祉活動に理解と熱意があり、市民後見人として活動する意思のある方

☆以下の欠格事由に該当していないこと

ア 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人 イ 破産者

2 応募方法

申込書に必要事項を記入のうえ動機を記入して、応募期間内に事務局まで郵送・FAX送信または直接持参してください。

(1) 提出書類 「市民後見人養成講座 受講申込書」（別紙）

(2) 応募期間 令和2年4月1日（水）～令和2年5月25日（月） 当日消印有効

(3) 事務局（提出先及び問合せ先）

〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3

米子市福祉保健総合センター ふれあいの里 2階

西部後見サポートセンターうえるかむ

TEL: **0859-21-5092** / FAX: **0859-21-5094**

3 受講料 無 料

4 受講定員 25名（予定）

5 受講者選考方法

事前に提出された受講申込書及び受講動機を事務局で審査し、最終受講者を決定します

6 日程・内容

(1) 開講期間: <前期> 令和2年5月30日（土）～令和2年10月17日（土） 原則土曜日月1回

<後期> 令和2年11月～令和3年2月（予定） 原則土曜日月1回

(2) 講義時間: 午後1時～午後4時30分（原則であり、30分間程度前後する日があります）

(3) 受講場所: 米子市錦町1丁目139番地3

米子市福祉保健総合センター ふれあいの里 4階福祉団体活動室ほか

(4) 講義内容: 開講日、講義科目などは別紙の日程を参照ください。（ ）内は講義時間です

<養成基礎講座 前期の日程>

会場は、いずれも米子市福祉保健総合センター
ふれあいの里4階 福祉団体活動室を予定しています。

- 第1日 令和2年5月30日(土) 13時～16時30分
開講式 成年後見制度・市民後見概論(90分)、市民後見推進事業の概要(75分)
- 第2日 6月27日(土) 13時～16時30分
法定後見制度(120分)、任意後見制度(80分)
- 第3日 7月18日(土) 13時～16時10分
家庭裁判所講演(90分)、高齢者の理解・認知症の理解(90分)
- 第4日 8月22日(土) 13時～16時10分
精神障がい者の理解(90分)、知的障がい者の理解(90分)
- 第5日 9月26日(土) 13時～16時30分
家族法の基礎(90分)、財産管理の実務(110分)
- 第6日 10月17日(土) 13時～16時10分
後见人実務・後見活動の事例(120分)、未成年後見(60分)

11月から翌年2月
までの後期日程は、
受講決定者に別途ご
案内します。

*この市民後見人養成基礎講座は、米子市の委託を受けて、「一般社団法人 権利擁護ネットワ
ークほうき」が実施するものです。

令和2年度 市民後見人養成講座 受講申込書

ふりがな

氏名 _____

生年月日： 昭和・平成・西暦 年 月 日

(〒) 住所： _____

電話番号： _____ FAX 番号： _____

Eメール： _____

主な職歴(※過去・現在を通して、あてはまるものを○で囲んでください)

一般企業・医療福祉・金融機関・自営業・公務員・その他()

受講の動機について自由にお書きください(必須ではありません)

*本書により得た個人情報は、本養成講座の運営以外の目的で使用することはありません。